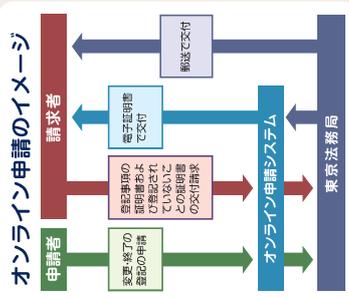


Q A

オンラインによる登記の申請や証明書の交付請求をすることができますか？

変更および終了の登記の申請や登記事項の証明書および登記されていないことの証明書の交付請求が、自宅やオフィスからインターネットにより法務省のホームページにあるオンライン申請システムを通して行うことができます(※注)。

(注1) オンライン申請を行うには、認証機関から発行される電子証明書を取得する必要がありますが、利用される認証機関は法務省ホームページに掲載されています。
(注2) 手数料の種類、手数料の納付方法、その他オンライン申請の利用方法については、法務省ホームページ上の「オンライン申請」のページをご覧ください。



Q A

オンライン申請で証明書を請求するときの手料はどのようになりますか？

証明書の交付請求をオンライン申請により行う場合には、電子データによって交付される「電子的な証明書」を求める方法と、従来どおりの紙の証明書の交付(郵送に限ります。)を求める方法とがあります。

それぞれの場合について、次のとおりの額の手数料を電子的に納付しなければなりません。詳しくは、法務省ホームページ内の「オンライン申請」のページを参照願います。

証明書の種類	紙の証明	電子的な証明
登記事項の証明書	380円	320円
登記されていないことの証明書	300円	240円

*窓口・郵送による請求との比較

証明書の種類	紙の証明
登記事項の証明書	550円
登記されていないことの証明書	300円

Q A

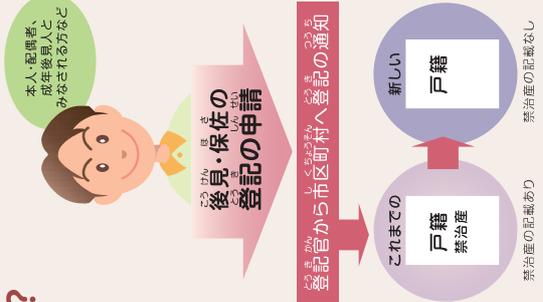
誰が登記事項の証明書・登記されていないことの証明書の交付を請求できますか？

証明書の交付請求ができる方は、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の調和を図る観点から、登記されている本人、その配偶者・四親等内の親族、成年後見人など一定の方に限定されています。なお、取引相手であることを理由に、請求することはできません。

Q A

戸籍上の禁治産・準禁治産の記載はどのようなのですか？

「禁治産」および「準禁治産」の宣告を受けている方は、平成12年4月から、それぞれ「成年被後見人」および「被保佐人」とみなされます。また、「後見人」および「保佐人」は、それぞれ「成年後見人」および「保佐人」とみなされます。これらの本人、配偶者、四親等内の親族のほか、成年後見人・保佐人とみなされる方は、戸籍から登記への移行の登記申請をすることができ、この登記がされると、登記官から本人の本籍地の市区町村へ通知がされ、禁治産および準禁治産の記載のない新しい戸籍が作られます。なお、この登記の申請がされない禁治産および準禁治産の戸籍上の記載はそのままととなります。



成年後見制度についてわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

- 成年後見制度について
 - 法務省民事局参事官室 TEL:03-3580-4111
 - 法テラス(日本司法支援センター) TEL:0570-078374(コールセンター)
 - 各市区町村の地域包括支援センター(障害者の相談窓口は各市町村)
 - 全国の弁護士会
 - 全国の司法書士会
 - 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(日本社会福祉士会及び各地の「権利擁護・成年後見センター」はあなどない)
 - 全国の社会福祉協議会
- 成年後見制度について
 - 法務省民事局参事官室 TEL:03-3580-4111
 - 東京法務局民事行政部後見登録課 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 TEL:03-5213-1234(代表) 03-5213-1360(ダイヤルイン)
- 任意後見契約について
 - 日本公証人連合会 TEL03-3502-8050
 - 全国の公証役場
- 成年後見制度を利用するための申立ての手続きや必要書類、費用などについて
 - 全国の家裁裁判所

登記事項証明書の交付請求、申請用紙などについて

東京法務局	03-5213-1360	奈良地方法務局	0742-23-5534	福岡法務局	092-721-9334	福岡地方法務局	019-624-1141
横浜地方法務局	045-641-7976	大津地方法務局	077-522-4692	佐賀地方法務局	095-26-2185	秋田地方法務局	018-862-1129
さいたま地方法務局	048-861-1000	和歌山地方法務局	073-422-5131	長崎地方法務局	095-820-5953	青森地方法務局	017-776-9021
千葉地方法務局	043-302-1316	名古屋地方法務局	052-952-8111	大分地方法務局	097-532-3161	札幌法務局	011-709-2311
水戸地方法務局	029-227-9911	岐阜地方法務局	059-228-4192	熊本地方法務局	096-364-2145	徳島地方法務局	0138-23-9526
宇都宮地方法務局	028-623-9333	愛知県地方法務局	059-245-3181	徳島地方法務局	099-259-0668	山形地方法務局	0168-38-1105
新潟地方法務局	025-252-7890	富山地方法務局	076-252-7890	香川県法務局	087-954-7953	高松地方法務局	087-821-6191
長野地方法務局	054-251-3555	石川地方法務局	076-441-0560	福井地方法務局	075-922-7890	富山地方法務局	088-822-4171
甲府地方法務局	056-235-6611	富山地方法務局	082-228-5201	福井地方法務局	024-534-1933	高松地方法務局	088-822-3331
群馬地方法務局	026-222-1561	山梨地方法務局	086-922-2295	山形地方法務局	023-625-1321	松山地方法務局	089-932-0888
新潟地方法務局	025-6942-9459	岡山地方法務局	086-224-5659	山口地方法務局	083-922-2295		
大分法務局	075-231-0199	徳島地方法務局	0857-22-2260	高松地方法務局	0857-22-2260		
京都地方法務局	078-392-1821	松江地方法務局	0852-32-4230				

オンライン申請は、スマートフォン、タブレット端末からも利用できます。

岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

長寿社会課

平成27年度公表計画の策定

調査指針の策定

①
通知

介護サービス事業者

★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

—基本情報—

〈例〉

- ・事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- ・サービス提供時間 等

—運営情報—

〈例〉

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無
- ・サービス提供内容の記録管理の有無
- ・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取り組みの有無 等

—任意情報—

- ・事業所の特色(従業者等の特色、サービスの内容等に関する自由記述)
- ・県独自項目(成年後見制度への配慮、地産地消、人権擁護研修、非常災害訓練等に係る自由記述)

①
通
知

②
事
業
者
が
報
告

国が一元管理する新システムを活用して公表(平成24年度から)

※調査指針に基づき調査を実施する。
※面接調査に加え、県において適正に実施できると判断する方法で行う。

県
民
局
が
調
査
※

②事業者からの報告

- 1 原則、インターネットによる報告
- 2 1が出来ない場合は、調査表に記入後、県民局へ提出

各事業所を所管する県民局

受 理

確 認

③
県
が
公
表

利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択



平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等
（たんの吸引・経管栄養）についての制度が始まります。

～介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
（平成23年法律第72号）の施行関係～

平成23年11月

厚生労働省

たんの吸引等の制度

（いつから始まりますか）

平成24年4月から、
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正（※）により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**医療や看護との連携による安全確保が図られていること等**、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることとなります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

（対象となる医療行為は何ですか）

【たんの吸引等の範囲】

今回の制度で対象となる範囲は、
○たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
○経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
です。

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

（誰が行うのでしょうか）

今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、
○介護福祉士（※）
○介護職員等（具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等）であって一定の研修を修了した方が実施できることとなります。

※介護福祉士については平成27年度（平成28年1月の国家試験合格者）以降が対象。

（どこで行われるのでしょうか）

特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる**登録事業者**（P-6参照）により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でなることができます。

《参考：これまでの背景》

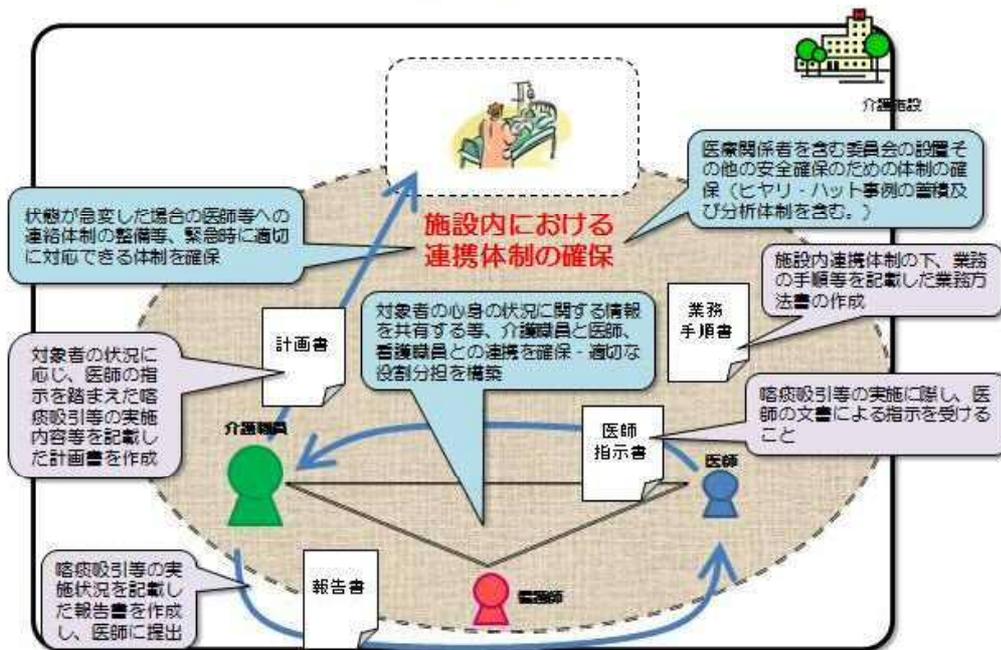
これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう今回法制化に至りました。

なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場（介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会）が設けられました。

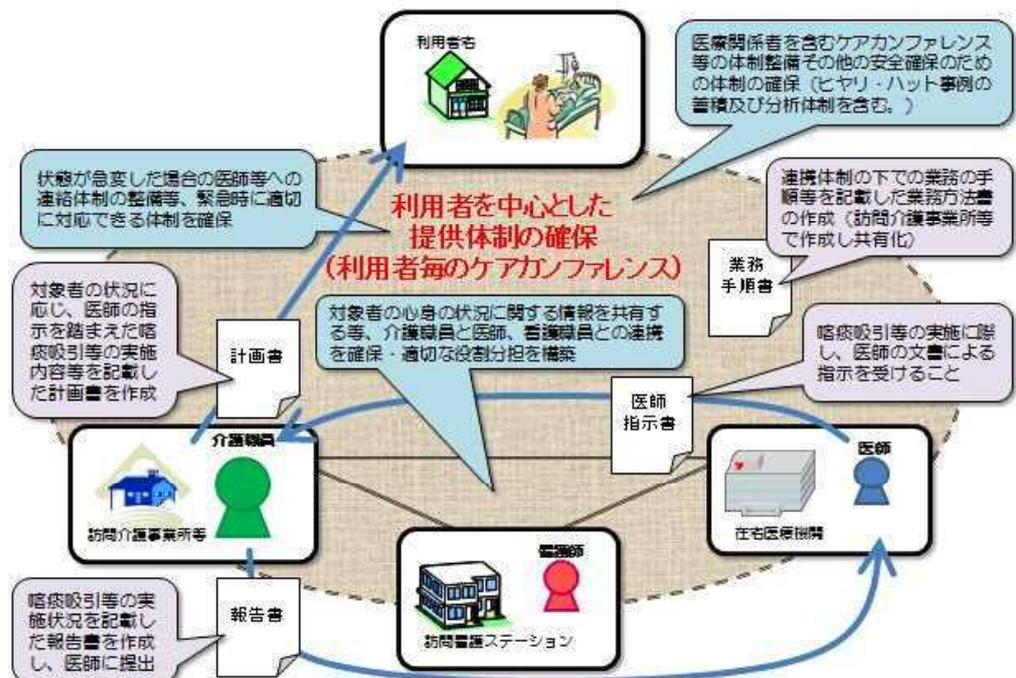
たんの吸引等の提供イメージ

施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に提供できる体制を構築します。

～施設の場合～



～在宅の場合～



たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）

介護福祉士や介護職員等が、たんの吸引等を行うためには、
 ○介護福祉士はその養成課程において、
 ○介護職員等は一定の研修（『喀痰吸引等研修』）を受け、
 たんの吸引等に関する知識や技能を修得した上で、はじめてできるようになります。

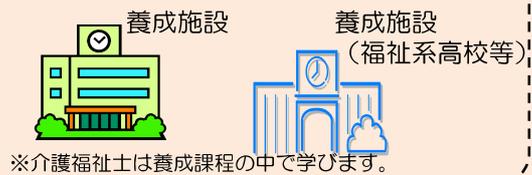
※ただし、現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている者（経過措置対象者）については、こうした研修で得られる知識及び技能を有していることが証明されれば認められる旨、法律上の経過措置が定められています。

【研修機関・養成施設など】

喀痰吸引等研修の研修機関



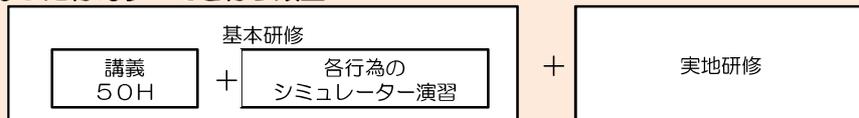
介護福祉士の養成施設など



「喀痰吸引等研修」

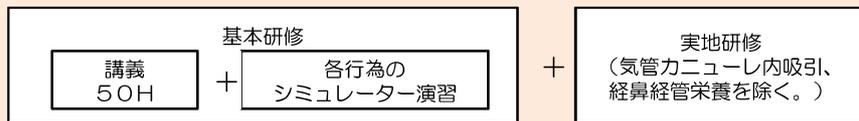
研修には、3つの課程が設けられています。
 こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。

○今回対象となった行為すべてを行う類型



○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。

※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。



○特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型（ALSなどの重度障害者等）

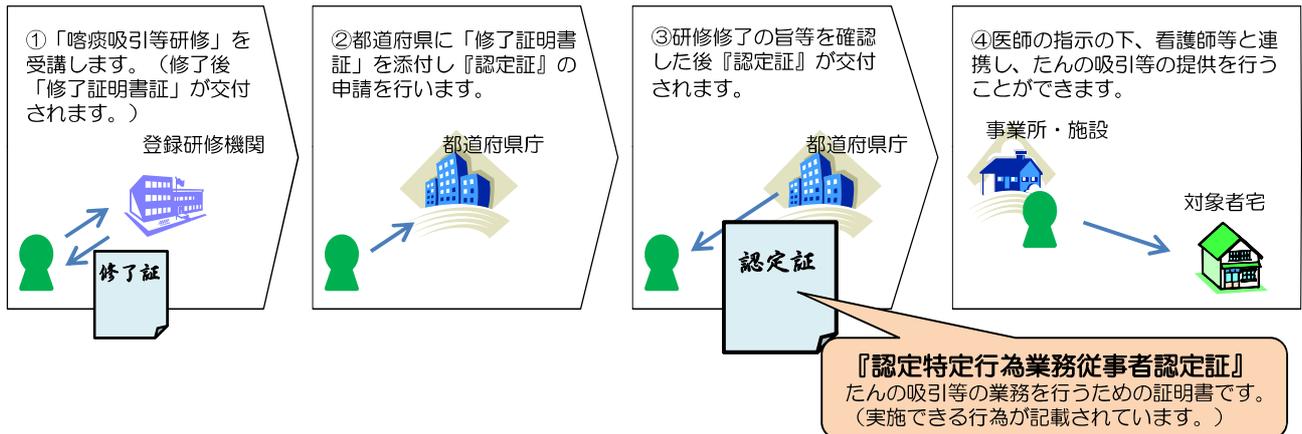


(注) 重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う
 場合には20.5時間

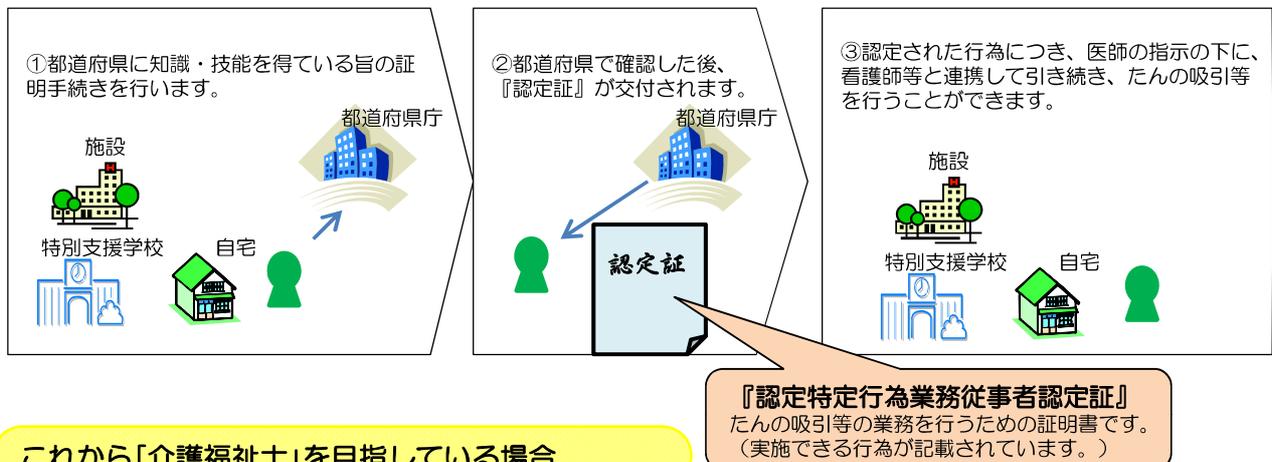
たんの吸引等の業務ができるまで（例）

介護職員等、経過措置対象者、介護福祉士それぞれ以下の様な手続きが必要となります。

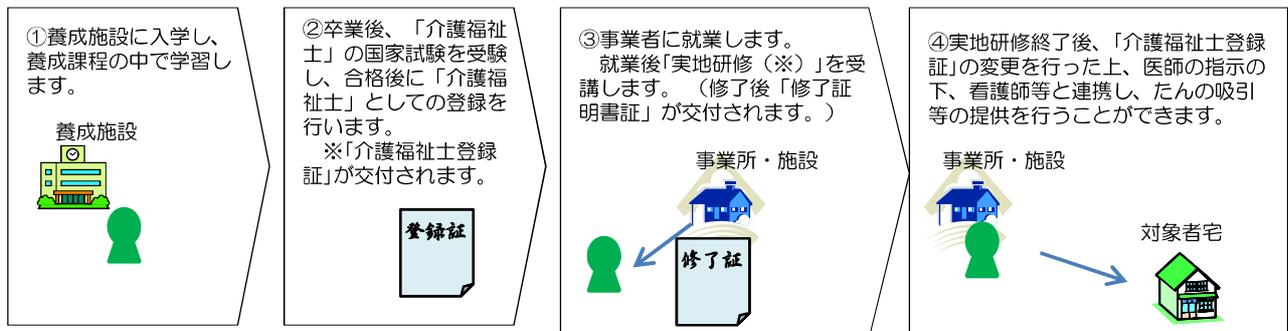
現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合



現在、既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合 ※通知の範囲に限られる。



これから「介護福祉士」を目指している場合



（※）登録事業者における「実地研修」
介護福祉士については養成課程において「実地研修」を修了していない場合、事業者において必要な行為毎に「実地研修」を行わなければならないことが義務づけられています。

登録研修機関

○たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）は、都道府県または「登録研修機関」で実施されます。

○「登録研修機関」となるには都道府県知事に、一定の登録要件（登録基準）満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。

○登録研修機関には、事業者、養成施設もなることができます。

○また、「認定証（認定特定行為業務従事者認定証）」の交付事務について、都道府県から委託を受けることもできます。

登録基準（登録研修機関の要件）

○たんの吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師等が講師となること。

○研修受講者に対し十分な数の講師を確保していること。

○研修に必要な器具等を確保していること。

○以下の研修に関する事項を定めた「業務規程」を定めること。

- ・研修の実施場所、実施方法、安全管理体制、料金、受付方法等

○研修の各段階毎に修得の程度を審査すること。（筆記試験及びプロセス評価）

○都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告

○研修修了者に関する帳簿の作成及び保存 など

登録事業者（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）

- 個人であっても、法人であっても、たんの吸引等について業として行うには、登録事業者（※）であることが必要です。
- 登録事業者となるには都道府県知事に、事業所ごとに一定の登録要件（登録基準）を満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- （※）登録喀痰吸引等事業者（H27年度～ 従事者に介護福祉士のいる事業者）
登録特定行為事業者（H24年度～ 従事者が介護職員等のみの事業者）

登録基準（登録事業者の要件）

◎医療関係者との連携に関する事項（実際のたんの吸引等の提供場面に関する要件です。）

- たんの吸引の提供について、文書による医師の指示を受けること。
- 介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担（対象者の心身の状況に関する情報の共有を行う等）
- 緊急時の連絡体制の整備
- 個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
- たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
- これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成 など

◎安全確保措置など（たんの吸引等を安全に行うための体制整備に関する要件です。）

- 医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
- 必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
- 業務上知り得た秘密の保持 など

◎介護福祉士の「実地研修」

※「登録喀痰吸引等事業者（平成27年度～）」における登録基準となります。

- 養成課程において「実地研修」未実施の介護福祉士に対する「実地研修」の実施
 - ・登録研修機関において行われる「実地研修」と同様以上の内容で実施
 - ・修得程度の審査を行うこと
 - ・「実地研修修了証」の交付を行うこと
 - ・実施状況について、定期的に都道府県に報告を行うこと など

たんの吸引等に関するQ & A

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員（ヘルパー等）は、すべてたんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けて認定されなければならないのですか？

(A) すべての人が受ける必要はありません。

ただし現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。

また、認定を受けていなければ、たんの吸引等の業務が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 現在、介護保険法や障害者自立支援法のサービス事業所や施設は全て、登録事業者になる必要がありますか？

(A) すべての事業所や施設が登録事業者になる必要はありません。

ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

(Q) 現在、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている場合は、平成24年4月以降も引き続き行えるのでしょうか？

(A) 現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている方については、たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けた者と同等以上の知識及び技能を有していることについて、都道府県知事の認定を受ければ引き続き行えます。（※具体的な手続きは、今後、お示ししていきます。）

(Q) 具体的な登録研修機関や登録事業者がどこにあるのかについては、どこに聞けばいいのか？

(A) 研修機関や事業者の登録先や「認定証」の交付申請先は各都道府県になります。

また、都道府県は登録研修機関や登録事業者が適正に事業を行っているか、指導監督を行う立場も担っておりますので、お尋ね、お困りの際は、各都道府県にお問い合わせください。